告示

○文部科学省告示第百六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十四年七月九日

文部科学大臣　平野　博文

上欄		下欄			
名称	関係告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
歓喜院聖天堂貴惣門	昭和五十九年文部省告示第百四十七号 平成十四年文部科学省告示第九十二号	歓喜院聖天堂	一棟	奥殿　桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、両側面軒唐破風及び軒唐破風付、向拝一間 中殿　桁行三間、梁間一間、一重、両下造、北面下屋附属 拝殿　桁行五間、梁間三間、一重、入母屋造、正面千鳥破風付、向拝三間、軒唐破風付 総瓦棒銅板葺	歓喜院	埼玉県熊谷市妻沼	埼玉県熊谷市妻沼

○文部科学省告示第百七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる国宝に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて国宝に指定する。

平成二十四年七月九日

文部科学大臣　平野　博文

上欄		中欄	下欄				
名称	関係告示	名称及び員数	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
唐招提寺金堂	明治三十年内務省告示第八十七号 昭和二十七年文化財保護委員会告示第二号 昭和四十六年文部省告示第百六十六号	・附旧鴟尾　二個	唐招提寺金堂	一棟	桁行七間、梁間四間、一重、寄棟造、本瓦葺 附・旧部材　二二枚 旧内陣天井支輪板　四 旧内陣天井板　六 旧軒支輪板　一二 ・旧鴟尾　二個　当初のもの　元亨三年の記があるもの	唐招提寺	奈良県奈良市五条町	奈良県奈良市五条町

○文部科学省告示第百八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十四年七月九日

文部科学大臣　平野　博文

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
陽徳院霊屋	一棟	桁行一間、梁間一間、一重、宝形造、正面向拝一間、銅板葺 附・棟札　一枚 萬治庚子三年五月の記がある	陽徳院	宮城県宮城郡松島町松島	宮城県宮城郡松島町松島
八幡神社本殿、幣殿、拝殿	四棟	本殿　三間社流造 幣殿　桁行三間、梁間一間、一重、両下造 拝殿　桁行五間、梁間三間、一重、入母屋造、正面千鳥破風付、向拝一間、軒唐破風付 総銅板葺 附・宮殿　三基 各一間宮殿、入母屋造、板葺 ・扁額　一面 元禄八乙亥年三月の記がある	八幡神社	福島県相馬市坪田	福島県相馬市坪田